

## 道路上にはみ出した樹木等の適正な管理をお願いします。

道路に隣接する私有地から、道路上に樹木等がはみ出していることがあります。

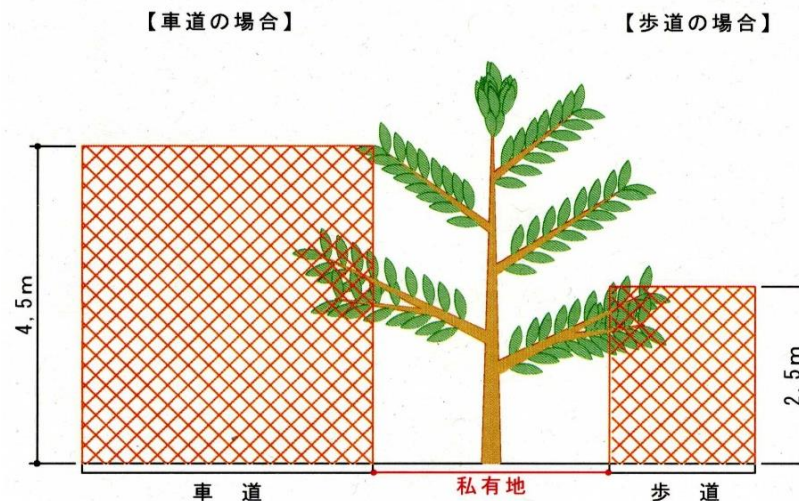
道路上にはみ出した樹木等は、道幅を狭く感じさせ、通行の妨げになるとともに、折れ木・倒木・落葉などによって歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れがあります。

これらの私有地からはみ出している樹木等は、土地所有者に所有権があるため、緊急時を除き、市で伐採や枝払い等はできません。（民法第233条）

また、建築限界の範囲内で私有地からはみ出した樹木等が原因で事故が発生した場合には、所有者の方が責任を問われることがあります。（民法第717条・道路法第43条）

### ○建築限界とは

道路法第30条及び道路構造令第12条では、自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、車道の上空「4.5m」、歩道の上空は「2.5m」の範囲に電柱、信号機、樹木等の障害となるような物を置いてはいけない空間として定められています。



○次のような状況が見られる土地所有者の方は、木・竹・草の伐採又は枝払いをお願いします。

- ・道路・歩道へ樹木等がはみ出している。
- ・枯れ木・竹・草、折れ枝等により通行への支障がある又は恐れがある。

- ・木・竹・草の繁茂により通行への障害がある、又は恐れがある。

#### ○庭木等の剪定作業をする場合の注意事項

- ・作業時には、通行車両や自転車又は歩行者の安全確保と、樹木やはしご等からの転落防止に十分注意してください。
- ・電線や電話線が近くにある箇所の作業は、危険を伴う場合がありますので、事前に管理している電力会社又は電話会社に連絡してください。
- ・作業により、道路の通行に支障が出る場合には、たつの市建設課へ事前にご連絡ください。

歩行者及び車両等の安全確保と道路の快適な利用のため、適正な管理をお願いします。

#### \* ・民法第233条

土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。

3 第1項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。

一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。

二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。

三 急迫の事情があるとき。

4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切ることができる。

#### ・民法第717条

1 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の植栽又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負うものがあるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

・ 道路法第43条（道路に関する禁止行為）

何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

お問い合わせ

たつの市 都市建設部 建設課

電話：0791-64-3160